

東日本大震災(原子力災害)により被災した自動車に係る 自動車取得税・自動車税※の特例について

※令和元年10月1日以降に課税されるものについては、それぞれ
自動車税環境性能割・自動車税種別割に読み替えてください。

1 対象区域内自動車に係る自動車税の特例について

東日本大震災における原子力災害により、自動車持出困難区域(※1)又は警戒区域内(以下「対象区域内」と言います。)の自動車が、被災車両としての永久抹消登録等により対象区域内用途廃止等自動車(次の(1)から(5)まで(以下「用途廃止等自動車」という。))に該当することとなった場合は、「申告」により抹消日に関わらず平成23年度以降の自動車税が課されません。

※1 警戒区域であった区域のうち、解除後に帰還困難区域に指定された区域

- (1) 対象区域内にある自動車を用途廃止する場合
- (2) 対象区域内にある自動車を区域解除後2か月以内に用途廃止する場合
- (3) 対象区域内にある自動車を区域解除後2か月以内に引取業者に引き渡す場合 ※2
- (4) 対象区域内にある自動車を持出後2か月以内に用途廃止する場合
- (5) 対象区域内にある自動車を持出後2か月以内に引取業者に引き渡す場合 ※3

※2 被けん引車の場合は、区域解除後9か月以内に解体した場合

※3 被けん引車の場合は、持出後9か月以内に解体した場合

2 用途廃止等自動車の代替自動車に係る特例について

用途廃止等自動車の代わりに自動車(代替自動車)を、平成23年3月11日から令和3年3月31日までに取得した場合は、「申請」により自動車取得税及び一定期間の自動車税の非課税措置(※)を受けることができます。

※代替自動車を取得した後に、用途廃止等自動車に該当することとなった場合は、納税義務の免除(徴収金を還付)となります。

<非課税(納税義務の免除)の要件>

- 用途廃止等自動車の平成23年3月11日時点での所有者(所有権が留保されている場合は使用者)が、用途廃止等自動車の代替自動車を平成23年3月11日から令和3年3月31日の間に新たに取得すること。
- 用途廃止等自動車1台につき代替自動車1台(新車・中古車の別は問いません。)が対象となる。




<非課税(納税義務の免除)になる税と期間>

- 自動車取得税・・・平成23年3月11日から令和3年3月31日までに取得した自動車・軽自動車
- 自動車税・・・・平成24年度までに取得した自動車は平成25年度分まで
平成25年度以降に取得した自動車については、自動車を取得した年度及びその翌年度分について非課税(納税義務の免除)になります。
例: 令和2年度に取得した自動車は令和2年度分及び令和3年度分の
自動車税種別割が非課税(納税義務の免除)になります。


<その他注意点>

- 自動車取得税の課税標準額が免税点以下(50万円以下)の場合であっても、代替自動車に係る自動車税の特例を受けるためには、次項で示す自動車取得税非課税申請書等の提出が必要です。
- 所有者の方がお亡くなりになっている場合には、その所有者の相続人が取得した自動車が対象となります。
- 所有者が消滅した法人である場合には、当該法人の合併法人又は分割承継法人が取得した自動車が対象となります。
- 代替自動車が軽自動車である場合には、別途市町村に軽自動車税の非課税申請(納税義務の免除の申請)をする必要があります。

3 申告・申請に必要な書類

- (1) 対象区域内自動車に係る自動車税の特例
「対象区域内用途廃止等自動車に係る特例に関する申告書」
及び用途廃止等の方法に応じた下表に掲げる添付書類
- (2) 用途廃止等自動車の代替自動車の特例
「自動車取得税非課税申請書(原子力災害用)」
(代替自動車を取得後に、用途廃止等自動車に該当することとなった場合は、
「自動車取得税・自動車税納税義務の免除に関する申請書」)
及び用途廃止等の方法に応じた次表に掲げる添付書類

用途廃止等の方法	必要な添付書類 ※1		
	対象区域内自動車に係る自動車税の特例	用途廃止等自動車の代替自動車の特例(用途廃止等自動車の種別ごと) ※2	
対象区域内にある自動車を用途廃止する場合	a	普通自動車	aもしくはd
区域解除後2か月以内に用途廃止する場合		軽自動車	eもしくはg
区域解除後2か月以内に引取業者に引き渡す場合 ※3	a、b	普通自動車	a及びbもしくはd
		軽自動車	eもしくはf
持出後2か月以内に用途廃止する場合	a、c	普通自動車	a及びcもしくはd
		軽自動車	eもしくはg
持出後2か月以内に引取業者に引き渡す場合 ※4	a、b、c	普通自動車	a、b及びcもしくはd
		軽自動車	eもしくはf

- ※1 a 登録事項等証明書(被災車両として永久抹消登録等されたことが記載されたもの)
b 引取証明書(被けん引車の場合は解体証明書)
c 持ち出した日を証する書類又は持ち出した日を記載した申立書 
d 自動車税の特例に関する証明書(対象区域内自動車に係る自動車税の特例を受けた旨の証明書。他都道府県で特例を受けた自動車については、定置場所在の都道府県に申請して発行を受けてください。)
e 軽自動車税の特例に関する証明書(対象区域内軽自動車に係る軽自動車税の特例を受けた旨の証明書。特例を受けた軽自動車について、定置場所在の市町村に申請して発行を受けてください。)
f 検査記録事項等証明書(被災車両として軽自動車検査ファイルに記録されたことが記載されたもの。)
g 検査記録事項等証明書(被災車両として軽自動車検査ファイルに記録されたことが記載されたものであって、用途を廃止した日が記載されているもの(いわゆる詳細証明)。)
- ※2 用途廃止等自動車が普通自動車であって、本県で対象区域内自動車に係る自動車税の特例を受けた場合は不要
- ※3 被けん引車の場合は、区域解除後9か月以内に解体した場合
- ※4 被けん引車の場合は、持出後9か月以内に解体した場合

4 申請手続きの場所

(代替自動車の自動車取得税・自動車税申告書の提出と同時に申請を行う場合)

○県北地方振興局吉倉出張所及びいわき地方振興局内郷出張所

(既に代替自動車を取得されている場合、警戒区域内用途廃止の特例申請のみを行う場合)

○最寄りの地方振興局県税部

事務所名	所在地	電話番号
県北地方振興局県税部	〒960-8043 福島市杉妻町2-16 福島県庁北庁舎4階	024-521-2680
県北地方振興局 吉倉出張所	〒960-8165 福島市吉倉字吉田40番地	024-545-0357
県中地方振興局県税部	〒960-8540 郡山市麓山一丁目1番1号	024-935-1261
県南地方振興局県税部	〒961-0971 白河市昭和町269番地	0248-23-1519
会津地方振興局県税部	〒965-8501 会津若松市追手町7番5号	0242-29-5261
南会津地方振興局県税部	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1	0241-62-5214
相双地方振興局県税部	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1丁目30番地	0244-26-1127
いわき地方振興局県税部	〒970-8026 いわき市平字梅本15番地	0246-24-6025
いわき地方振興局 内郷出張所	〒973-8403 いわき市内郷綴町舟場1番138号	0246-27-5877